

市民文教委員会会議録

平成27年12月15日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 14:27

【 案 件 】

1. 議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例
4. 議案第165号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)
5. 議案第169号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)
6. 請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願

【 所管事務調査 】

1. 普通教室へのエアコンの設置について

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価結果(平成26年度分)について (教育総務課)
2. 工事請負契約について (契約課)
3. 財政見直しについて (財政課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。

平成27年度飯塚市一般会計・特別会計補正予算書の223ページをお願いいたします。第1条で、すでに定めております歳入歳出予算の総額に歳入歳出を、それぞれ287万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1845万2千円とするものでございます。その主な内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入からご説明いたします。226ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、決算見込に基づきまして、現年度分を33万2千円、過年度分を17万9千円、それぞれ増額補正するものでございます。次に、2款1項1目の利子及び配当金につきましては、実績に基づきまして、預金利子を4万3千円増額補正するものであります。2款1項2目の基金運用収入につきましては、運用実績に基づきまして、基金運用収入を12万8千円、基金償還益金を2万3千円それぞれ減額補正するものでございます。次に、3款1項1目の繰越金につきましては、前年度実績に基づきまして、繰越金を247万6千円増額補正するものでございます。

つづきまして、歳出についてご説明いたします。227ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、決算見込に基づきまして、14万円減額補正するものでありまして、その主なものは、19節の上下水道局への事務委任負担金が11万7千円の減額、27節の消費税が2万3千円の減額となっております。次に、1款1項1目の施設管理費につきましては、決算見込に基づきまして、301万9千円増額補正するものであります。そ

の主なものは、13節の維持管理委託料ほか1件の委託料合わせて86万6千円の減額、25節の汚水処理施設整備基金積立金ほか2件合わせて388万5千円の増額でございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

補正予算書の229ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8065万円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億973万円とするものでございます。第2条で既定の債務負担行為の変更をおこない第3条で既定の地方債の変更をおこなうものでございます。

第1条につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書によりその主なものをご説明いたします。全科目につきまして見直しを行い、前期の実績と今後の所要額算出によりまして決算見込額を求め、執行残等の補正をおこなっているところでございます。

まず歳入でございますが、補正予算書の233ページをお願いいたします。1款1項1目学校給食費1節小学校給食費につきましては、食数の増によりまして200万円の増額となっております。次に同ページの3項目目の5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金額の確定によりまして209万4千円を増額計上いたしております。次にその下になりますけれども、6款1項1目雑入の右のほうの説明の欄をご覧ください。消費税還付金につきましては本会計について確定申告を行いまして、その結果、5585万1千円の消費税還付がございましたので増額補正をおこなうものでございます。その下の、7款1項1目1節学校給食施設整備事業債につきましては歳出の施設整備費の財源になるものでございますが、工事費等の入札、契約による執行残による減額に伴いまして6540万円を減額にしているものでございます。

次に、234ページをお願いいたします。8款1項1目学校給食施設整備事業費補助金につきましては、楽市・平恒・穂波東小中学校の施設整備費の財源といたしまして、国庫補助金の対象として採択されましたので1937万7千円の増額を行っているものです。

次に、歳出でございます。235ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、主に現在の人事配置に基づく人件費の見直し等で1621万4千円の減額でございます。次に、2目給食事業費につきましては、給食施設管理に係る経費及び給食調理等業務委託料の契約による執行残等を減額いたしまして、2436万2千円の減額補正となっております。237ページをお願いします。下段の3目学校給食賄材料費につきましては、歳入の学校給食費を充てるものでございますが、前年度からの繰越分を含みまして賄材料費として使用

できる補正増額2018万8千円を振り分けまして、小学校分1118万9千円、中学校分899万9千円の増額補正を行っているものでございます。次に、238ページをお願いいたします。1款2項1目施設整備費につきましては建設工事等の入札、契約により執行残額を補正するもので、5258万円の減額となっております。

次に、第2条債務負担行為の補正についてご説明いたします。231ページの第2表債務負担行為補正をお願いします。穂波東中学校区給食調理等業務委託料につきましては、同中学校区小中学校の給食調理等を平成28年度から平成30年度の3年間委託するものでございます。その表の限度額をご覧ください。平成28年度は1279万3千円、平成29年度及び30年度は3230万6千円としております。これは同一貫校整備計画において新校舎の建設工事工期が平成28年6月までとなっております。そのため同年度には平恒小学校だけが入りまして、楽市小学校及び穂波東中学校は一貫校開校の平成29年度に合わせて新校舎に入ることに対応したものでございます。そのため、楽市小学校及び穂波東中学校の給食につきましては、平成28年度は現行のとおり現施設において直営で実施をいたしまして、平恒小学校のみを調理委託により実施するものでございます。そして平成29年度からは一貫校として給食を実施するため、年度で異なる限度額を設定したものでございます。

次に、第3条の地方債の変更につきましては、第1条の歳入の7款市債のとおり6540万円減額し、その限度額を3億1680万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例」につきまして説明をさせていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されることから、住民基本台帳法第30条の44に規定された住民基本台帳カードに関する条項が削除されます。ついては、住民基本台帳カードの発行が終了となることから、飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止するものでございます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今説明いただきました中で、廃止前の飯塚市住民基本台帳カードの利用条例の規定は、新しい条例の後もその効力を有するということですが、マイナンバーカードの制度が始まった場合には、この住民基本台帳カードとマイナンバーカードの取り扱い、どのようにされるか教えてください。

○市民課長

住民基本台帳カードは有効期限の間は使えるようになっておりますので、そのまま有効になります。マイナンバーカードを申請された場合は、住民基本台帳カードを返していただきますので、そこで交換ということになります。ダブって使用する事はございません。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論終結いたします。

採決いたします。「議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第165号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第165号 指定管理者の指定」について、補足説明させていただきます。

議案書の94ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとする施設は、飯塚市斎場でございます。

次に、選定の経緯等についてご説明いたします。指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が9月16日、10月7日、10月20日の3回開催され、選定の結果、「イー・ジェス・グループ有限責任事業組合」が候補者に選ばれ、10月22日に選定委員長より市長に答申がなされました。指定管理期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。選定の方法及び理由につきましては議案書に記載されておりますので省略させていただきます。また、応募団体の評価点につきましては、95ページに記載をしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において、指定管理者制度全般に関する今後のあり方についての審査要望がありましたので、執行部の見解を求めます。

○総合政策課長

本市の「指定管理者制度」のあり方に関する検討の方向性につきまして、ご説明いたします。

本市の「指定管理制度」は、「市民のさまざまなニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図る」ことを念頭に運用してまいったところでございますが、平成15年に導入して以来、10年以上が経過しておりまして、議員各位からも、ご意見・ご指摘をいただいております。課題も生じていることから「指定管理者制度の運用の見直し」が、必要であるものと考えております。

課題としましては、各施設の目的・性質・業務内容等を勘案いたしまして、その施設に最も適合したと判断されます「募集の方法」、あるいは「指定管理者の応募や資格要件」に関する事項につきまして、「各施設における指定管理期間の妥当性」などが、主たる課題であると認識いたしております。

また、あわせまして事務の取り扱いについても、改善すべき点があると考えますことから、できる限り早急に、現行の運用についても検証を行い、現状に適合した制度の運用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

何点かちょっと質問をさせていただきます。現在の指定管理者は地元企業が行っていると思いますが、そこが今までに管理運営面において不備もしくは重大な問題点等があったのでしょうか。

○環境整備課長

現在の指定管理者、これにつきましては、運営面における不備等はあっておりません。

○勝田委員

そこで、市内に当該施設の管理運営を代行する能力を有する業者が存在するのであれば、地元優先ということで、地元業者に任せるべきではないかと思うのですがどうして新たに公募をする必要があったのでしょうか。

○環境整備課長

本市の定める指定管理者制度導入に係る指針におきまして、「指定管理者を指定する期間は、原則5年間とする。ただし、特別の理由がある場合は、相当期間とする。」とありますことから、平成18年度の導入以降、5年ごとに指定管理者の公募を行っておるところでございます。

○勝田委員

それでは、今回の公募で、今まで以上のサービス提供のため民間の能力やノウハウの導入によって市民サービスの向上や、行政運営の効率が期待できると判断されたのでしょうか。

○環境整備課長

火葬場は、火葬、収骨、遺骨の引き渡し、火葬証明書の発行など正確な業務の遂行が求められておる施設であると共に、火葬場は、単に火葬を行うだけの場所ではなく、ご遺族がゆっくりと安心して心ゆくまで個人を偲ぶことができる。そのような場の提供と言うことが強く求まれております。このようなことから民間事業者の能力を活用し、よりよいサービスを提供すると同時に、その管理運営に係る経費の縮減が期待できると考えております。

○勝田委員

今課長が言われたことは理解できるのですが、冒頭質問の回答で今まで地元業者が何の問題もなかったと言われましたよね。その上で、地元で行えるものは地元でという、議会の意見等があったと思いますが、どうしてそれを無視されたのですか。

○環境整備課長

ご指摘の応募要件ということにつきましては、指定管理者制度導入の指針におきまして、地域要件は制度の趣旨を考慮し原則として設定しないこととしております。ただし、関係法令等の関係や、施設の性質等によりまして、要件を限定すべき特別の理由がある場合はこの限りでないというふうに明記しております。斎場の指定管理者公募に際しましては、指定管理者制度の円滑な導入を推進するために設置されました庁内組織であります指定管理者導入推進等委員会におきまして、3月27日に募集要項について審議を行い、当初の健康の森公園体育施設の募集と同様に、地域要件の設定はせずに公募することで承認をされておりますことから、当初の予定どおり7月から公募を開始し、8月31日に応募を締め切りまして、4社からの提案をうけ選定委員会による選定を行ったところでございます。

○勝田委員

実は多くの市では指定管理者の選定基準の中に、地元優先の項目とか、総合得点に何がしかの得点をプラスするといったような内容が盛り込まれているわけですが、ご存じでしょうか。

○環境整備課長

ご指摘のように、北九州市、ここにおきましては施設を類型化することにより、公募、条件つき公募など、施設によって公募方法や採点方法を決定されております。そのような自治体があるということで、現在承知しております。

○勝田委員

そのように多くの市が取り組んできたり、あるいは、さんざん市議会から指摘されたにも関わらず取り組まれないというのが理解できません。施設の性格や設置経緯、目的により、公募になじまない合理的で特別な事情がある場合には、公募の方法を取らないでもいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○環境整備課長

指定管理者を指定する場合は、指定管理者制度導入の指針、先ほど申しましたけども、これで募集に当たりましては、合理的な理由がある場合除いて公募を行うことを原則といたしております。飯塚市斎場につきましては、先ほども申し上げましたところですが、正確な業務遂行が求められる施設であると共に、ご遺族が安心してここ行くまで故人を偲ぶことができる場の提供ということが強く求められるようになっておりますので、業務の正確さ、よりよいサービスの提供ができる団体に管理運営をお願いしたいと考えておりますので、指定管理者制度を導入させていただいているところでございます。

○勝田委員

何度も言いますが、今までの地元の指定管理者の方は業務の正確さ、さらにはよりよいサービスの提供ができなかったのでしょうか。それはなかったと今言われてきましたよね。そこで入札において私も地元でできることは地元優先でいいと思うわけですが、どのようになっているのでしょうか。また、地元優先でいいということであれば、その理由は何でしょうか。

○契約課長

今ご質問の点におきまして、入札業務につきましては、契約の方で執行いたしておりますので、私のほうから答弁させていただきます。契約課の発注案件におきましては、地元業者の保護育成という観点から地元の業者で履行可能な業務につきましては、地元のみで入札、執行を行っておるところでございます。

○勝田委員

そのような考えがあるのであれば、今回も公募において、地元優先に行うべきじゃなかったかと思えます。今回の公募において地元優先でいこうという議員、議会の意思を全く無視している結果になっていると私は思いますが、それには特別な理由があったのでしょうか。

○市民環境部長

私のほうから答弁させていただきます。議会をけっして無視とかそういったことをしたわけではございません。先ほど担当課長がご答弁いたしました、斎場の公募に当たりましては、18年度導入時からこれまで過去2回の募集要項と同じ条件で本年3月に募集要項を決定しまして、7月から公募を開始し8月末に募集を締め切り、4社の応募がっております。その後、健康の森公園体育施設の議決の折に市内事業者等の優先的取り扱いについてのご意見を賜りまして、その有無につきましては十分理解しておりますが、事務スケジュール等におきまして、結果的にこのような選定になったものではございますが、その後、この選定委員会、選定のあり方等につきましては、現在所管部署におきまして、検討しているところでございます。

○勝田委員

十分理解しているということならば、今回の議案の提案を私は見送るべきだと思います。そこで先の指定管理者の否決、さらには本日答弁されたことを受け選定基準の見直しをする意思はございますか。

○総合政策課長

先ほども、指定管理者制度の運用についてご説明をさせていただきましたけれども、今回、斎場の指定管理者候補者が、結果として市外業者が選定されたことにつきましては、質問者言われますように、地域要件の設定に関し、その施設の目的、性質、業務内容と共に市内業者の育成、地域経済の活性化、あるいは雇用の場の確保等々を勘案した中で公募を行っていく必要が今後あるかと考えております。この点につきましては、先ほどのご説明させていただきましたとおり地域要件を含めまして、募集の方法、指定管理者の応募や資格の要件あるいは各施設におけます指定管理機関の妥当性、こういったものに改善すべき点があると考えておるところでございますので、現行の運用を含めまして、検証を行い、現状に適合した制度として制度運用を図って参りたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○兼本委員

今の指定管理者のあり方について、ご答弁いただきまして、私のほうから今回の指定管理者になりますイービスグループ有限責任事業組合のことをお伺いしたいと思います。この法人はどういった形の法人になりますでしょうか。

○環境整備課長

今回の候補者は、イービスグループ有限責任事業組合でございます。これは、組合でございます。7社が出資をいたしまして成立した有限責任事業組合ということでございます。このイービスグループ有限責任事業組合は、主に斎場施設、墓苑の管理運営業務、それから有料道路の料金收受や道路管理業務を受託している事業者でございます。

○兼本委員

今、言われました有限責任事業組合というものは、あまり聞きなれない組合だと思いますが、この組合というのはどのような形で成立しているのでしょうか。

○環境整備課長

有限責任事業組合とは有限責任事業組合契約に関する法律、これに基づきまして構成される組合で、通称LLPとも呼ばれております。この主な特徴といたしまして3点ほどございまして、まず1点目が、有限責任ということで、出資者たる組合員が出資額の範囲で責任を負うという事。次に2点目として、内部自治原則ということで、組合員の出資額の多寡にとらわれることなく、利益の配分や、権限などを自由に決めて良いということ。最後に、3点目として、構成員課税ということで、組合員レベルでは法人税は課税されない、利益配分があった場合に、その出資者に直接課税をされるというようなことでございます。

○兼本委員

私もちょっと調べたのですけれども、有限責任事業組合というのは法人格がないというふうになっておりますが、本市の指定管理の条件としては、こういった会社でも大丈夫なのでしょうか。

○環境整備課長

指定管理者の指針、この中で、指定管理者は、法人その他の団体であるということで、法人格のない団体であっても、指定管理者としてはできるということになっております。

○兼本委員

そうすると、今回飯塚市に、この会社が指定管理として入った場合には、どこかの組合員が入ってくるというような形になるのですか。

○環境整備課長

今回提案のあっております、このイービスグループのほうからはですね、この飯塚市斎場につきましては、7社の組合員のうちNSK株式会社というのが、実際の管理の中心的役割ということで、されるということに記載されております。

○兼本委員

そうしましたら、今回この会社のですね、今までの指定管理者としての実績というのを教えてください。

○環境整備課長

斎場の管理運營業務につきましては、全国の22自治体で35施設を履行されております。そのうちの22施設が、指定管理者として運営をされているという状況でございます。

○兼本委員

そうしますと、この市外候補者が指定管理者となった場合に、市への税収や地元雇用などはどうになりますでしょうか。

○環境整備課長

このイーゼスグループは有限責任事業組合ということでございますので、法人税は構成員課税となりますことから、それぞれの構成員の事業所が置かれているところで課税をされます。法人住民税は飯塚市のほうでは課税をされないということになります。ただし、そこで働く従業員、本市に居住をされていれば、当然に、個人の住民税は、掛かるということになります。雇用につきましては、地元人材の、雇用を積極的に推進するというところでございますので、その採用につきましては、責任者も地元から登用するというような、提案もなされております。

○兼本委員

次に現在の、先ほどから同僚議員のほうからもご質問ありましたけれども、指定管理者の雇用状況というのは、どのようになっていますでしょうか。

○環境整備課長

現在行っております指定管理者。こちらのほうの雇用につきましては、6名が勤務をしております。内4名が常勤の職員でございます。また、本部から応援によって、何かしらの不足が生じたときには補う体制というのをとられております。

○兼本委員

そうすると、今6名が勤務されてあって、4名が常勤の職員で、それとあと残り2名というのは非常勤ということによろしいのですかね。

○環境整備課長

失礼しました。残り2名につきましては、非常勤ということでございます。

○兼本委員

次に、今回の指定管理者の雇用の内容というのはどのようになっていますでしょうか。

○環境整備課長

今回のこのイーゼスグループの雇用提案。これにつきましては、提案書の中の収支予算書のほうでは常勤3名、非常勤6名というふうに記載がされております。雇用形態におきましては、正社員、地域限定社員、パート職員、パート社員の違いを設定して、施設の運営に合わせた職員配置を行うということでございます。

○兼本委員

そうしますと、地元からの雇用というのはどのようなご提案がされてあるのですか。

○環境整備課長

地元からの雇用ということでございますけれど、転勤無しの地域採用の予定者8名というふうになっておりまして、内5名は地域の女性を採用するというような記載になっております。

○兼本委員

そうしますと、正社員は全て飯塚市のほうの方を雇ってもらえるのでしょうか。

○環境整備課長

指定管理が始まりました当初はですね、グループのほうの、外のほうから来まして、半数程度を地元雇用で最初はやっていこうというようなことが提案されております。

○兼本委員

もうひとつ、候補者のこれまでの地元雇用の、先ほど22自治体で指定管理されておりますけれども、その中の地元雇用の実績というのはいかほどになっておりますでしょうか。

○環境整備課長

現在におきまして、この候補者が管理をしております35施設におきましては、責任者の地元雇用も含めまして、市内雇用率は55.7%というふうに記載がされております。

○兼本委員

今雇用の関係、内容を伺いまして、ちょっと不思議に思ったところがあるのですが、雇用予定の人数と実際に配置されるといふところの人数が違うように思うのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○環境整備課長

収支予算書のほうでは9名の配置予定がされております。責任者、副責任者がおりまして、8名のうち地域雇用者がいれば、それだけで10人になります。この違いにつきまして、選定委員会のほうでもプレゼンの後に、この質問がありまして、実際の管理前であり、人数としては想定されるところで記載をしているとともに、雇用者の希望する労働時間等によって雇用数が変わり、人数等は確定ではない。ただし、雇用及び配置については、その考え方を記載している、という説明があつておりました。

○兼本委員

そうすると、今までの指定管理者の場合には常勤が4名いらっしゃるということですよ。そして今回は、その状況に合わせてということになればパートの方が非常に多くなるということですよ。常勤の方が少なくなって、非常勤の、パートの方が多くなるというような認識でよろしいのでしょうか。

○環境整備課長

その可能性も否定はできないというふうに思います。パート職員も一定期間勤務した上で、本社、上席の者が認めて、かつ、本人が希望すれば、地域限定社員ということになりまして、また、本業務終了後において、転勤前提での正社員登用というような可能性についても、提案書のほうで記載されておるところでございます。

○兼本委員

そうしますと、現在の指定管理者のほうで、4名常勤で職員の方がいらっしゃるわけですが、この方たちは再雇用というような、何か条件とかがあるのでしょうか。

○環境整備課長

現在の勤務されてある職員につきましては、優先的に面接等を行って採用を図っていきいたいというような提案がされております。

○兼本委員

そうすると、今まで、もし採用されたとしても、常勤の人数が変わってくるわけですから、そういう方たちがパートになるというような確率も高いということですよ。

○環境整備課長

委員言われるとおり、その可能性はあるかというふうに思います。

○兼本委員

それでは次に、雇用の条件についてお伺いしたいと思いますが、労働法とかそういったところではどのような対応をされるのでしょうか。

○環境整備課長

今回の、この候補者の雇用提案につきましては、候補者に確認をいたしましたところ、常勤職員のうち施設管理者、副責任者の2名が正社員、火葬業務担当主任者1名は地域雇用の契約社員の予定であるとのことでございます。その他すべて社員はNSK株式会社が雇用する予定

となっていくとのことをございました。したがいまして、このNSK株式会社の労働条件で雇用をされるということになります。また社会保険等も当然加入することが義務づけられています。

○兼本委員

そうしますとNSK株式会社の雇用条件の中で雇用されるということですね。そうすると、この有限責任事業組合は7社、そういった組合が集まって組織されているわけですが、それぞれの組合の雇用条件というのは、わかる範囲でいいのですけれども平等なのでしょうか。

○環境整備課長

その点につきましては、7社全部の把握は、私のところではしておりません。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○上野委員

制度について、ちょっと確認させてください。指定管理者として市外業者が選定された場合、市内に事業所を置くことが求められておられると思うのですが、先ほど兼本委員が質問をされました法人市民税の要件を付して、事業所を出せというような要件になっていますか。

○環境整備課長

そのような要件にはなっておりません。

○上野委員

つまり連絡場所のようなものを出せということだけであれば、市外業者が連絡所を出しても、法人税、法人市民税は、飯塚市に入っていない、つまり支店登記以上の要件を満たさないと、市民税入っていないのではないかと思います。間違っていますでしょうか。

○環境整備課長

この有限責任事業組合、これについてはもう法人市民税はかからないということになっております。

○上野委員

制度見直しもされるということなので、市外業者が指定管理者になった場合、きちんと市に法人市民税が落ちるような事業所を出しなさいというようなことを明記することが必要だと思いますし、現在そのようなことになっていないというふうに思いますので、ご指摘を申し上げておきます。従前の指定管理者は何年間斎場を運営していただいていたのか、またその間、外部評価、内部評価がきちんと出ていれば、お知らせください。

○環境整備課長

現在行っております指定管理者は、平成18年度から5年、それからその次の5年ということで、約9年半、本年度いっぱいまで10年という実績になります。それから、この評価ということにつきましては、平成23年度に、1回外部評価が行われております。その際の総合評価は優良ということになっております。また、担当課のほうで行っている評価におきましても、すべての項目で適正ということになっております。

○上野委員

評価は良好で、市民の皆さんの満足度も高いような気がしているのですが、それは市内にも斎場の運営業務をきちんと遂行できる業者は存在するというような認識を持ってよろしいでしょうか。

○環境整備課長

はい、委員言われるとおりに管理できる業者というのは市内にあると思います。

○上野委員

とは言え、施設によっては、その運営技術やノウハウを広く全国的に求めることが望まれる施設もあるということは理解をしております。この斎場については、どのようなノウハウを求

められているのかということについては、先ほど勝田委員のほうから質疑があった答弁の中で、業務の正確さと、よりよいサービスの提供、この2点で間違いはないですか。

○環境整備課長

言われるとおり、その点だというふうに認識しております。

○上野委員

従前の指定管理者においても、業務が正確であったということについては、質疑で確認をさせていただきました。もう1点、よりよいサービス、これは具体的には答弁の中にもありましたように、ご遺族がゆっくりと安心して心ゆくまで個人を偲ぶことができる、そのようなよりよい場を提供してほしいということですが、ご遺族の心情を察すれば、できるだけそっとしておいてほしいのではないかと、私は思うのですが、その部分について、この指定管理の候補者からは、どのような運営ノウハウの提案があったのでしょうか。

○環境整備課長

最低限のサービスにとどまることなく、自主的にサービスの質を追求し、そのためには、目配りだとか、気配り、心配りによる利用者の心情に配慮をしたサービスの提供ということが提案として記載されております。

○上野委員

その記載された内容、とても重要なところだと思うのですが、他の応募者と大きく食い違っていたのですか。

○環境整備課長

今、答弁いたしましたことにつきましては、ほかの提案者とそんなに大差はないということでございます。

○上野委員

市内の業者でも業務は正確にできて、皆さんが求めるよりよいサービスもきちんと提案できるというふうに理解をしておきます。そのようなサービスを提供するに当たって、全国的なネットワークが必要だと思われますか。

○環境整備課長

この斎場という施設につきましては、通常の管理におきましては、全国的なネットワークというのはそこまで必要がないのかなというふうには考えております。

○上野委員

制度運用の見直し。早急に行われるというご答弁がありましたが、もう既に手がけられていると思いますが、いかがですか。

○総合政策課長

先ほども、ご説明いたしましたとおり、各委員、各関係者からご指摘いただいておりますので、先ほど申し上げました、主に3つの点につきまして、検討をすすめております。

○上野委員

早急にということで、施設の数も15でしたか。ごめんなさい、その対象となる施設の数を教えてください。

○総合政策課長

体育施設につきましては、14施設を1つということでカウントさせていただきますと、全部で15という形になります。したがって、13を加えますと現在のところ28となっております。

○上野委員

そんなに多い数じゃないので、恐らく今月中には、結論を出していただけるのではないかなというふうに思いますが、執行部におかれて、この斎場が革新的な運営ノウハウを全国的に求めることが望まれる施設である、つまり現行の制度運用の見直しに値をする施設ではないと確

信をされておられますか。

○総合政策課長

指定管理者制度におきましては、先ほど申し上げましたとおり、条例、規則、指針に基づきまして、原則公募という形の中で、地域要件を原則付さないということでやっております。ただし、合理的な理由がある場合につきましては、この条件については除外するというございますので、ただいま、るご説明させていただきました中で、この斎場の施設について、どのような対応が必要であるかということにつきましては、個別に検討してまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

つまり、この斎場という施設も制度運用の見直しに値する施設だというふうに考えていられると思うのですよ。今、言われた合理的な理由があれば、地域要件を付すことができるというふうに、ご答弁がされましたが、今まで質疑をさせていただきました。この斎場については2点、ノウハウを求めたいということで、きちんと業務運営が遂行できると、もう1点は、ご遺族の皆さん方の心情の問題で、心ゆくまでゆっくりできるという、その場の提供という2点だと思うのですが、この2点が市内の業者で十分にできているよというようなことは、その合理的理由に当てはまると思われますか。

○総合政策課長

この判断につきましても、庁内的には、指定管理者導入推進等委員会におきまして、その基準要綱等を判断いたしているところのございますので、私のほうから個人的意見というのは差し控えさせていただきたいと思っております。

○上野委員

では、私の個人的な意見を申し上げておきます。十分に見直さなければいけない可能性がある施設だと思っています。このような施設を指定管理期間5年間出す、この時期に検討されている時期に出すというのは、飯塚市として、ちょっと中途半端な考えの中で公募をされたんじゃないかなというふうに思っていますし、応募者に、市外の応募者に対してはちょっと失礼な感じも、私は今受け取っておりますので、制度運用の見直しも早急に行っていただいて、もう常にこの指定管理者制度については、議会から、もういろんな意見具申が行われておりますので、早急に答えを出していただきますように、要望させていただいておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○松延委員

先ほど来、この制度については見直すということで、その検討の段階にも入っておるという答弁がありましたけど、1点だけ、お聞かせ願いたいと思います。先ほどから各委員さんが質問される中で、それこそ人生生まれて亡くなるまで、長い時間でございますけれども、私は、ご遺族の方にとっては個人を偲ぶ1番大事な場と思っています。一生のうちで大きな冠婚葬祭いろいろありますけれども、大事なセレモニーだというふうに思っておりますので、すばらしい管理をしていただきたいというふうに申し上げておきます。

そこで先ほど、選定委員会からの答申があったということで、経過報告等についてありましたけれども、3回ということのございますけれども、それぞれ委員さんが6名いらっしゃったということで、審査、申請書並びにそういう資料を、持ち帰って十分に読まれて、理解されたうえで、選定の委員会に臨まれたというふうに思っております。それぞれの有識者であり、見識を持った方ですので、それは我々もある程度認めていかないかと思っておりますけれども、その3回の委員会について、ちょっと細かに出席状況等を教えていただきたいなと思います。

○総合政策課長

ご指摘の選定委員会につきましては、議案概要で説明のとおり3回、9月16日、10月7日、10月20日ということで開催をされております。これは、委員長より市長に対する答申の中にも明記をさせていただいているところでございます。出席の状況についてのご質問でございますけれども、基本、委員会につきましては非公開ということでされておりますけれども、第2回目の申請者からの提出された書類の審査、プレゼンテーションに際しての協議といった内容につきましては、6名中に2名の方が欠席ということで、4名の出席でございました。その他につきましては全員出席でございます。

○松延委員

2回目が、6名中2名欠席だということでございます。この2回目の会議につきましては、6名中4名が出席ということで、その判断の基準ありましようけれども、開催をしておりますので、委員会を開いて進めていただいたということですね。ちょっと、その点、私が聞こうとしておるのは、うちの議会、あるいはいろんな都市計画審議会、いろいろ委員会等があります。市長の諮問を受けて、そういう会議を開催する。私はそういう委員会とは、僕は違うと、特別な委員会と思っております。何でかと申しますと、皆さん方に6名の方に、申請書の書類をあげて、そして、いろんな今回のコンセプトを見ていただいて、雇用状況を見ていただいて、その上で判断を最終的には6名の方がされるのですよね。ということは、私にすれば、やはり、全ての短期間の間で3回ですから、私は、全ての6名の方が出席をしないと、僕は、この会は開催すべきじゃなかったと。何でかと申しますと、最終的にはそれぞれの6名の方が何十項目ですかね。それぞれに点数をつけてやるわけです。だから欠席された方がその最後の審査、採点に加われないということであればいいのですけれども、私はちょっとそこら辺のところ、いろんな審議会、委員会と、この指定管理者の選定委員会は、私は違うと思っております。課長、どんなふうでしょうか。

○総合政策課長

質問委員ご指摘のとおり、本委員会におきましては、指定候補者を答申するというので、非常に重要な委員会であると認識はいたしております。ただ、いろんなスケジュールを、議会の議決いただくとか、指定管理の開始期間等々のスケジュールの中で、日程を設定させていただいております。当然のことながら、日程調整におきましては全委員さんが出席の前提のもと日程を設定させていただいております。今回につきましても、当日出席予定でございましたが、急きょどうしても出席できないということでの欠席になったという状況もございまして、そのようなことにつきましては、事前に調整ができる範囲の中で、ご指摘のとおり全員出席というのが必要な委員会ではないかというふうには考えております。

○松延委員

最後になりますけれども、そういうふうな面を含めて、今後の、この指定管理者制度のあり方について、先ほど上野委員からもご指摘されましたように、十分に検討して、すばらしい制度にしていきたいと思っております。あと1つ最後に、やっぱりご遺族にとりましては、最後の火葬、先ほど言いましたように、本当に大事なセレモニーでございまして、万が一例えば、遺体に不具合があったり、何か損傷し、こういう面につきましては、その損害賠償といえますかね、それなりの遺族に対する償いの、何かそういうものが全ての業者の方、経験者ですが、ありましようから、そこら辺のところは、ちゃんとされておりますかね。

○環境整備課長

今、委員ご指摘の点につきましては、この指定管理者となる者については、何かあったときのために保険を必ずかけて賠償等に応じるというようなことにしております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第165号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議あり)

反対者がおられますので、改めてお諮りいたします。

「議案第165号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成者なし。よって、本案は、否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第169号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第169号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」について、補足説明いたします。

議案書の102ページをお願いいたします。本案は、平成28年4月1日より、うきは市の電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行に関する事務を受託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により規約を定め、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

自治体間の戸籍事務の委託につきましては、法務省において受託自治体の電子処理装置により処理することが認容されたことから、すでに、平成27年2月16日より芦屋町から事務の受託を行い、飯塚市の戸籍サーバを共同のサーバとして、戸籍の管理についての事務の一部の管理及び執行を行っています。このたび、うきは市との共同利用についての調整が整いましたことから、昨年度に受託した芦屋町同様に、うきは市から戸籍事務の管理及び執行を受託するものです。

次に、規約の内容につきましてご説明申し上げます。この規約は、第1条から第8条で構成されており、第1条に「委託事務の範囲」を、第2条に委託事務の「管理及び執行の方法」を、第3条及び第4条に「経費の負担及び予算の執行について」を、第5条には「決算の場合の措置」を、それぞれ規定しております。また、第6条では「連絡会議等」について、第7条では「条例等の制定・改廃の場合の措置」について、第8条では「規約に定めのない事項」について、それぞれ規定をいたしております。さらに、附則第1項で「施行期日」を、附則第2項に、「委託事務の全部または一部を廃止する場合の規程」を定めております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第169号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 11 : 09

再開 11 : 20

委員会を再開いたします。

次に「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として宮嶋つや子議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にお着きください。

(紹介議員着席)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○宮嶋議員

「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」について紹介議員としてご説明をさせていただきます。

二瀬地区、幸袋地区にまたがる白旗山に一条工務店がメガソーラーを建設しようとしています。この白旗山周辺には住宅地が広がり、13自治会8700人を越す人々が暮らしています。この山から流れ出た水は、建花寺川や庄司川に流れ込んでいます。皆さんもご存知のように、この下流域は大雨のたびに浸水被害が出ているところでもあります。この山を削ればどうなるのか、住民の皆さんから不安の声が上がるのは当然だと思います。一条工務店が行った住民説明会。最初の説明会では、一条工務店のパンフレットが配られましたけども、この開発の位置図だとか、いろんな説明を書いた紙、一切配られないという、本当に不親切な会社であります。この説明会の中で住民の皆さんから出た意見は、谷を土砂で埋めることによって危険が大きくなるのではないかと。住宅地の真上に大規模な調整池を造って、想定外の集中豪雨のときどうなるのか。こういう不安の声、怒りの声が上がっています。また、台風など、強風による太陽光パネルの飛散、先日も行橋市などでありました。また、石炭を掘った坑道の空洞の陥没による危険。こういうたくさんの意見や不安の声が寄せられたところで、何度もこれでは足りないということで、何度も説明会が開かれるという、今状況になっております。

特に調整池については大雨が降れば、巨大な調整池造ればオーバーフローする危険があります。B調整池、相田側に造る調整池予定地には、こういう、ちょっと見えないと思いますけども、地図があつて、この水色で囲んだところが調整池の縁になります。けやき台に向かうカーブのどこなんですけど、ここの中に赤で印を付けておりますが、このところに地下の構造物があつたのではないかとというふうに今思われています。入手しました資料によりますと、ここは相田181番地7というのですけれども、1934年、昭和9年に当時の商工省というところがあつたのですね、商工省から日本製鉄株式会社、後の日鉄鉱業株式会社というのが、いわゆる日鉄鉱業ですね、これが支給を受けたという記録になっています。古くからの住民の方によると、この調整池予定地のあたりに排気口があつたというふうにいわれています。ここに地下の坑道が走っているのではないかと、こういうところに池を掘って、ほんとに大きな水を貯めて、底が抜けるというようなことが起これば、この辺高台ですので、周りにいっぱい住宅が広がっています。どういうことになるのかという、本当にそら恐ろしい気持ちが今しています。

この白旗山一帯は、市が総合計画や都市マスタープランにおいて土砂災害等や水害の危険性を周知するとともに、緑あふれる環境を保全する地域として位置づけられています。いわゆる危険地帯が、土砂災害危険区域・特別区域っていうのが無数にあるところです。多くの住民の

方がこの裾野や谷間に暮らしてあります。このような立地条件のもとでこれほど大規模なメガソーラー開発を行うことがどれだけ危険かは火を見るよりも明らかです。多くの皆さんが安全なところに安心して暮らしたい、こういうふうに日々思われているところです。住民の命と財産を守る立場にある飯塚市。ぜひとも、この一条工務店のメガソーラー開発の中止を求める決議をしていただきますようお願いして、私の説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

宮嶋議員、本日はお忙しいところありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

質疑に入る前に、本件に係る位置図あるいは平面図等の概要の参考資料があれば、提出を求めたいのですが準備していただけるでしょうか。

○委員長

執行部におたずねします。ただいま勝田委員から要求がっております資料は提出できますか。

○環境整備課長

資料については、提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま勝田委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されていますので、事務局に配布させます。

○委員長

提出された資料について、概要の説明をお願いします。

○環境整備課長

白旗山におけるメガソーラー事業計画につきまして、これまでの経過をご説明いたします。少し長くなりますが、申し訳ございません。

今回のメガソーラー事業計画につきましては、森林を開発する事業でございますので、その計画面積が1千平方メートル以上ということになりますものですから、飯塚市自然環境保全条例第7条に基づき事業者は届け出が必要となります。これを踏まえまして、今までの経過につきまして、お手元に配付しております資料を元にご説明いたします。

資料、白旗山メガソーラー開発事業計画の経過をお願いいたします。まず、9月14日に事業者であります一条工務店から、資料「当該事業計画書①」により、今回、届出がありました。まず、1ページの「事業計画届出書」でございますが、事業名及び目的、事業計画地、計画面積、事業の種類、工期予定が記載されております。次に、添付書類といたしまして、2ページ目から7ページまでが、計画位置図2部、計画平面図、現況写真、誓約書、委任状となっております。この内容によりまして、当条例に基づき、10月1日に公告いたしまして、その公告の日から10月30日までの30日間、市のホームページ、本庁環境整備課窓口と各支所市民窓口課、市内全域の隣組回覧により、事業計画書の閲覧を行いまして、同時に、10月1日から11月13日までの45日間、市民からの意見書の提出期間としております。また、これに伴いまして、事業者は、当該条例に基づきまして、閲覧期間内に関係周辺住民への説明会を開

催することとなっておりますことから、10月3日に2部構成によります住民説明会が開催をされております。その10月3日の説明会において、水害や土砂災害等に対する対応等がどのようになっているのか分からないなど、住民の方々からの意見が多数ございました。このことから、その内容等が分かる追加資料の提出を求めるべきであるというふうに判断いたしまして、10月9日、事業者に対し追加資料を要求いたしました。

それに伴いまして10月13日、事業者からお手元に配付しております「当該事業計画書②（追加資料）」というものの提出がありました。これを受けまして、再度10月15日に公告し、その公告の日から11月13日までの30日間閲覧を行い、同時に10月15日から11月28日までの45日間、市民からの意見書の提出期間としたところでございます。これに伴いまして、先ほども申しましたとおり、事業者は、当該条例に基づき、閲覧期間内に関係周辺住民への説明会を開催するということから、10月31日に幸袋公民館、11月9日に二瀬公民館、計2回の住民説明会が開催をされております。

今回の事業計画における市民からの意見書につきましては、10月1日から約2カ月間募りました結果、28件の提出がっております。この意見書の取り扱いにつきましては、この条例第12条に基づき、12月1日、その要旨を記載した書面を事業者に対して送付をいたしております。また、事業者はその要旨を受けた日から15日以内に、その要旨に対する見解を記載した書面となります「見解書」、これを市長に提出することとなっておりますので、現在、事業者からの提出を待っているという状況でございます。ここまでの、当該条例に基づく手続きの状況でございます。

次に、資料下段の「自然環境保全対策審議会」でございますが、この審議会は、飯塚市自然環境保全条例第6条に基づきまして、事業活動が自然環境及び生活環境に与える影響並びに、「飯塚市自然環境保全条例」の施行に関する重要な事項について調査、審議するため設置しております。組織構成は、この条例の施行規則第16条に基づきまして、法律、環境等分野等で学識経験を有する者など、現在、6人の委員により構成されております。その審議会の会長をして頂いております馬奈木弁護士には、従前より環境全般に係る問題などでご相談させて頂いております。今回の一条工務店の事業計画に関しましても、いろいろとご相談をさせて頂いております。その中で、当該条例、また、林地開発許可申請の手続き中ということではあります。馬奈木会長のほうより、「一条のメガソーラー開発事業については、周辺住民からの反対意見等が多数寄せられるということが想定出来ることから、環境保全対策審議会の中で、その内容等について議論する必要があると思う。審議会は、複数回開催することによって、十分な議論を行いましょう。」というご助言等もございましたことから、委員のスケジュール調整を行いまして、10月20日に当審議会を開催いたしました次第でございます。

会議の内容といたしましては、白旗山のメガソーラー開発事業に係る関係法令等の手続き等の進捗、また、住民説明会における意見の内容等について、現況を報告させて頂きました。林地開発許可申請に伴う、市の意見聴取ということがありますことから、委員の方々より、専門的な見地等からご意見等をお聞かせ頂きました。

その主な意見としましては、周辺住民への十分な事業説明は行われているのか。水害や土砂災害等の災害に関する対応等はしっかりされているのか。住民説明会の中で、住民はしっかり意見を述べるのがよいとか、行政には、調整池の建設など専門的分野においてしっかり検討を行い、市長の意見書に反映して頂きたい等ございました。

今回、林地開発許可申請に伴い、県に提出いたします「市の意見」につきましては、当審議会でご頂いたご意見等を参考に考察したうえで、所管課としては、窓口であります「農林振興課」に、現在提出をさせて頂いております。

大変長くなりましたが、以上で概要説明を終わらせて頂きます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明及び本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

何点かお願いしたいのですが、今、自然環境保全対策審議会の、その中では複数回開催するのがいいだろうということで、1回目はそこに書いているのですが、それも含めてですね、この白旗山メガソーラー開発事業計画の今後のスケジュールといたしますか、そういったものはどういうふうになっていますか。

○環境整備課長

今言われました、この自然環境保全対策審議会。審議会複数回を開催しようという会長の意向もございまして、2回目のほうですね、先ほど申しましたが、本日が市民意見に対する事業者の見解書の提出期限ということでございますので、その見解書が出た中で、近いうち第2回目を開催するというような予定で今計画をいたしております。

○勝田委員

2回目以降というのはまだ予定が立ってないわけですね。するとですね、この際に、災害、水害、それから水の確保、それから環境保全に対する対策措置、またその対策が科学的に有効だと判断できるのでしょうか。

○土木管理課長

この計画では、調整池が水害対策として計画されております。この調節池につきましては、適応基準といたしまして、林地開発許可申請の中に、その基準がございます。その中では30年の確率で降る雨に想定して対応するようということとされておりますが、今回の計画では50年の確率での雨に対応するような形で計画がされておりますので、その基準に沿った形で計画がされていると考えております。

○勝田委員

次に、周辺住民さらには市議会が、この開発に反対した場合の、県の許可判断への効果といたしますか、そういったものはどうなりますか。

○農林振興課長

県から林地開発に対します意見照会がありますけども、窓口が農林振興課になりますのでお答えをさせていただきます。この開発行為に関する許可の参考といたしまして、森林法に基づきまして、福岡県のほうから県の森林審議会と、それから関係市町村に意見を求めなければならないというふうなことでございます。県のほうに確認を致しましたら、県が最終的に許可をするかしないかの判断をするための参考として、させていただきますというふうなことでございますので、法的に何らかの効力があるとか、そういうことではございませんので、そういった見解ということで、県のほうからお伺いしております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○藤浦委員

今ですね、私が質問をさせていただきたいなと思うところ、今勝田委員さんのほうから質問がありましたので、議決の問題についてなんですけどね、採択をするかしないかと、これは請願書の1番末尾、要するにこの、一条工務店メガソーラー開発の中止を求める決議をしていただきたいというふうになっておりますよね。勝田委員からの質問も、決議をしたところで、今私どもの権限というのはどういうふうに及んでいくのかなということ、思っていたわけですね。それとその上段に、県市長会が6月には国に対して、適正に立地が行われるよう具体的な法整備を進めること、周辺の環境や景観への影響について対策等、立地の円滑化、要するに地域トラブルの防止等が図られているものかについてを認定の条件にすることなどを含む要望書を提出しています。6月ということですね。国のこれに対する何か見解みたいなものは

あるのですか。これに対し、何か示唆があつているとか、こういった考え方があるとかいうようなことは、6月に国に対して申請がなされているようですけど。

○環境整備課長

確かに6月に関係省庁のほうに、市長会としての要望がなされておるところでございますが、これに対して国のほうからどうこうというようなことは現在あつておりません。

○藤浦委員

あつていないということは、市も議会もそうなのですが、これ議決をしたところで、なんら国に対してのそういった影響を与えうることはできないというふうに考えていいのですかね。先ほどの勝田委員の質問と一緒に、答えも出ていますけど。

○環境整備課長

委員おっしゃるとおりだと思います。我々が今の段階でできるというようなことは、ないかというふうに考えております。

○藤浦委員

地域の方々の心配というものはよくわかるのですね。これももう日本全国でもこういったトラブルと言いますかね、いろんな訴訟問題なんかにもなっていますし、かなり広大な土地の開発ということで、計画なされていますので、本当に自然環境という問題では、どんなものなのか、市も係われるとすれば、環境保全の部分だろうというふうに思うのですよ。そういった面できっちりした、やっぱり指導をなされていかなきゃならんというふうに思いますが、私どもも議会として、これちょっとまだ判断をできかねる部分があるのですね。いろいろと資料も出されておりますけど、この資料も今出されて、全部を読破するわけにはいきませんので、もうちょっと中身について勉強させていただきたいと思ひますし、いろいろご意見、建花寺のほうからも、お話もあつておりますしね、そういったことでは、私たち議会全員がもう1回掘り下げたところの、ちょっと調査なり、勉強させていただきたいというふうに思うのですね。そういったことで、いろんな資料等のお願いをするようなことになると思うし、地元の方々にも、お話を聞かせていただく機会を設けさせていただきたいなというふうに思つておりますので、そういうことで質問を終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○上野委員

今の質疑を聞くと、議会で決議しても、何の効力もないよというようなご答弁だったと思うのですが、市民の財産を守るという考え方から、メガソーラー建設予定地、また、もう建設されているところに、隣接する住宅地の不動産の流通価格に与える影響は甚大ではないかと思うのですが、そのような点のデータはお持ちでしょうか。

○環境整備課長

今、質問委員が言われるようなデータは持ち合わせておりません。

○上野委員

私も全国的にあるかどうかはわからないのですが、ぜひ探していただきたいと思ひます。データがなくても、周辺住民の不動産価格は明らかに不利益になると思ひます。そのようなその生命、財産を守るという財産のところでもそのような不利益になるような開発行為を看過することは出来ないのではないかとこのように思うのですが、飯塚市におかれては、許可権者にある県に対して、この委員会での質疑の内容であるとか、要望なども提出をしていただきたいというふうに思うのですが、それは可能ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 46

再開 11 : 47

委員会を再開いたします。

○農林振興課長

先ほど、ご説明いたしました森林法に基づきます県の照会に対する市の意見書の提出の中に、今回議会でご審議されております意向を反映することは可能かと思っております。ただ、今月の22日に県の森林審議会が開催をされますことから、県のほうに相談をいたしまして、18日以降に市の意見書を提出したいということで、今、県のご了解をいただいております。ただ、22日の審議会には間に合うように意見書を提出しなければ、まだちょっと県のほうとは確認をしておりますけれども、飯塚市の意見はなしというふうな取り扱いになったらいけませんので、それに間に合うような形で、もっとも適切な時期に提出をしていきたいというふうに思っておりますので、それまでに議会のほうのご意向が固まりましたら、それも含めたところで、市の意見というふうなことで、ご提出をさせていただきたいなというふうに考えております。

○上野委員

議会としての意向というのは、この請願に対する決議というふうにお答えになっているのだと思いますが、今、同僚議員からも言われますように、私たちがまだまだ勉強しなければいけないところがあるし、この請願の内容についてもこれで本当に十分なのかというふうに思って、私自身思っているところがあります。県に対しては、本件事の重大さを認識していただいて、許可基準を上回るような、住民に対する安心安全、またその財産を守るような対策措置を講ずるまで指導をしていただきたいというふうに、私は思っているのですが、だから、意見書には様式があって、書けないこともあると思いますが、それに添付する書類のような形で、きょうの委員会での質疑や要望などを県に提出していただくことは可能ですか。

○農林振興課長

意見書の中身としては、大きく市町村の土地利用上から見た意見に加えまして、先ほどから出ております災害防止、水害防止、水源涵養機能、それから環境保全機能について、市の意見を書いていこうというふうな意見書の中身になりますけれども、当然地域住民の方々をはじめ、市民の安心安全、これ大前提にご審議をしていただきたいということは、当然申し添えて、意見を提出すべきだというふうに考えておりますので、そのような内容でご提出をさせていただきたいなと思っております。現在、7日付で、議会のほうに請願も提出されましたので、（発言する者あり）本日のご意見も意見の中に反映をさせることは可能でございます。

○上野委員

やっただけですか。

○農林振興課長

提出日に間に合うように、まとめまして行ってまいります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○兼本委員

私もやっぱり市民の安心安全を守るためには、今の資料だけでは判断しかねるところもあります。今、上野委員も言われましたように、そういった形の意見書も出していただきながら、この設置会社の方に、もっと詳しい説明も聞きたいなと思うのですが、そういったところはどうでしょうか。

○環境整備課長

条例に基づきますこの説明会というのは、義務付けられた説明会は終わっておりますが、議会のほうからも、こういう話を聞きたいというご要望があるということで、そういう場を設定できないかということは、事業者のほうにはお伝えはできるというふうに考えます。

○兼本委員

今、30年とか50年に一度の大雨が降ってもというお話がありましたが、今、これだけ異常気象であります。それで本当に対応できるのかどうかというところがやはり知りたいところもありますので、ぜひよろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松延委員

事業計画書1、2と出されておりますけれど、土木管理課のほうに、ちょっとお聞きします。一応要するに、30年の降雨確率、50年の降雨確率ですね。それに基づいて、調整池の計画は立てておられますけれど、聞くところによると、地元の議員さんたちの話を聞けば、ここは昔ボタ山であったねとか、そういうような話を聞いています。それで、私に言わせたら、調整池だけの問題ではないと、要するに土砂崩れ、また昔の地山にボタがあったとかいう話ですから、表層の要するに「雪崩」という、表層雪崩と同じような崩壊の可能性があるのですよ。それと、この地点での、要するにボーリング調査、地質の調査、この中に全然上がっていないですよ。あなたたち技術者はわかりましようけれども、例えば、土砂崩れ、円弧すべりというふうな計算、そこら辺上がっていればいいですけど、ただ、水量の計算だけで、調整池をつくれればいような、これ普通の人が見れば、そんなもんかなと思いますけど、今までの過去の経過を、そういうふうな先ほど申しましたように、地元の議員さんから聞くと、そういう山だったと、だから、第2の計画書には、盛り土の部分、切り土の部分での標準断面図はありますけれど、だからどこのところが、私に言わせたら、調整池をつくって、これで安心ですよというふうなことでない。だから、もう1つそういうふうなもので、土砂についての、要するに水と一緒になれば、土石流というのは、どれだけ甚大なものか、もうあなたたち技術者はわかっていらっしゃるですね。だから、そこも1つ加えていただかんと、ただ、水さえ、洪水さえ止めればいいのですよというふうなことで、地元住民の方に、安心していただくようなことだけでは僕は済まないと思っています。まして、要するに、林地について伐採しますので、あなたたちご存じのように、この水量の計算、もう要するに、降ると同時に、時間に比例して早く流れますので、予想以上、日本全国各地いろんな災害があつていところは、30年確率、50年確率で、そういうふうな砂防ダムとかいう計画していても、出てくる言葉は想定外の雨量というふうな形で出てくるのですよ。だから、その想定外の雨量について、時間雨量どれだけのものと、これ50年で間に合うじゃないかというようなことは、地元の住民の方はなかなか納得されないと思うのですよね。だからそういう意味で、土砂崩れの場合、地質の調査ではこうあつたと、先ほどの紹介者の話にありましたように、炭坑の空洞がある、そういうものがあるということです。現在は、その炭鉱の坑道は今、水で満たされて、水道（みずみち）となっていますので、安定しておりますけど、ここら辺のところは枯渴したらどうなるかというのもね、やはりこの計画書の中に、地質調査、それ及び土砂のすべりについて、ちょっとそこを調査としていただくように、やはり事業者、開発業者に申し込むべきだと思いますけど、そういう考えどんなふうでしょうか。先ほどから、いろいろ質問されていますけれども、事業者に対して、そういうのはできるかどうかというのを含めて、どんなふうでしょうか。

○土木管理課長

確かに、委員言われますように、調整池につきましては、この資料にも、平成15年の雨、21年の雨の状況の調整池の容量というのが添付されております。それから、説明会等で行ったときには、やっぱり坑道の跡があつて、その地盤自体が安定していないというようなご意見もございました。表面上、今、ついております、その断面等を見ますと、我々が今使っている安定勾配ということで計画されていますが、その下のところについては、我々もちょっと把握していない状況であり、それは業者のほうにボーリングはしてあると思います。そのところ

の、その詳細な部分というのは、県のほうが許可権者でありますので、詳細に見られると思いますが、我々も市民の皆さんを守るという立場から、業者のほうには、そのような形は十分申し入れをしたいと思っております。

○松延委員

分かりました。それとですね、この構造物、要するにメガソーラーの構造、基礎ですね、切り土の所とまた盛り土の所、違いますね。当然。例えば盛り土の所で構造物造ってアンカー等についてどうするのかとかね、こういうのをやっていただかんと、それこそ平地であれば、休耕田を今メガソーラーされてありますけれど、平地であれば、あと洪水だけ考えとけばいいのですけれど。要するに34ヘクタールという山全体を、結局森林を伐採して造るわけですよ。だからもう水の流れの道、今矢印書いてありますけれども、それ以上なものが予想以上に出てくるというものを前提としてこの工事を進めていただかないと、住民の方はなかなか納得されないと思うのですよ。だから構造物についても、先ほど申しましたように、盛り土の場合はどれだけアンカーを打って滑らないようにするとか、そういうような、もう当然開発業者ですから、専門家ですから、ただ土の中見えませんからね、今度の杭の問題にしてもそうなのですよ、後でもってからやったつもりが、これは計画に基づいて50年確率でやりましたといえども、その想定外がきたときには、自然の力ちゅうのは大きいのは、当然分かっているしやるので、ちょっとそこらへんのところはちゃんと市の行政のほうとしては、当然許認可権は、先ほど言われましたように県にありましょけれども、飯塚市は市民13万人を守るために一生懸命、そこらへんとは業者に指導徹底していただきたいと思っております。以上です。

○委員長

他に質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:33

大変お待たせいたしました。それでは委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

○兼本委員

自然環境とか森林に関するところで、その飯塚市のほうで例えば条例等をつくった場合に、こういった環境開発の関係にどのような効果があるかというのは分かりますか。

○環境整備課長

条例の効果ということでございますが、この条例の主旨というものが、自然環境の保全だとか、そういうことに関して、まず市のほうにそれぞれに該当する場合は市に届け出をなさいと、それによって住民説明会を必ず開催をして下さいということで、そこでしっかりと住民の意見を聞いて、危なくないような・・・。(発言する者あり)

○上野委員

いや、今たぶん同僚委員が聞いたかったのは、端的に言えば、メガソーラーの開発を止められるような条例が飯塚市で制定することができるのだろうかという主旨だったと思います。

○環境整備課長

現在の条例においては、これを止めるとかいうことはなっていないということで、県のほうの森林法の規定による林地開発の規定というものが当然優先はしてくるかというふうに思います。

○藤浦委員

この問題は、今回問題提起されていますけれども、今後も飯塚市においてはあることじゃないかという、ひとつやっぱり懸念もあるわけですよ。そういった条例を、例えば湯布院なんかの景観条例とかね、京都の条例とかあるじゃないですか。そういったものが条例として制定された場合は、こういうものを市サイドでストップが掛けられるような条例になりうるのかということを開きよるわけです。

○副市長

一般的に法体系で行けば、いろんな規制の条例というのを、それをつくる時に、他の法律とか、いろんなその上位法があるかないかとか、これをつくった場合に、メガソーラーだけではなくて、他の課、いろんなところに影響を及ぼすと、いろんなことを研究してみないと、簡単には、それとその罰則規定を設ける場合には警察の協議がいるとか、いろんな問題を抱えております。ですから、単独でいけるかどうかということは、ソフトはなかなか難しいですけど、いろんな法体系で法律調べてみないと、それに抵触するもともと条例があるとか、いうことになりますので、法体系からいうと、今何度も繰り返しになりますが、他の法律に抵触してないか、あるいは国の上位法がどういうものがあるか、細かく精査しないとなかなか軽々に若干答えるのは難しいというのが実情です。

○兼本委員

副市長すみません。ちょっといろいろと調べていただいて、今後ともいろいろまた、これだけではないと思いますので、そういうことができるのであれば、そういった形のものも考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○勝田委員

現時点では、県の森林審議会も迫っており、市の林地開発に伴う意見書を出さざるを得ない状況と思われます。農林振興課には、住民の不安を払拭するため業者において最大限の対策措置を講ずるよう県が指導することが必要である旨の意見を出してほしい、ということに関して、全く反対するものではございません。請願の審議につきましては、今定例会で結論を出すよりも今後の森林審議会の審議等、あるいは県の動向に関しての報告を受けながら慎重に審議を進めることとし、継続審議にしてはどうかと考えます。

もし継続審議としていただけるなら次回委員会にて、執行部より次の資料を要求したいと思います。1点目が、自然環境保全対策審議会の議事録。2点目が、住民説明会の議事録。3点目が、どんな意見書が出たのかをまとめた、見解書ですかね、なにか本日出るとか言われていましたけど、そういう資料について要求したいと思います。委員長いかがでしょうか。

○委員長

まず、資料要求についてお諮りいたします。

執行部におたずねします。ただいま勝田委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○環境整備課長

1点目の自然環境保全対策審議会の議事録。これにつきましては、お出しできると思います。それから2点目、住民説明会の議事録でございますが、これは、住民説明会が事業者であります一条工務店が開催しておりますので、これは先方に確認のうえ、出せるようであればお出ししたいというふうに考えます。それから3点目の、意見書なり本日出てきます事業者の見解書。これにつきましては、お出しできるというふうに考えております。

○委員長

ただいま勝田委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

次に、本請願の審議についてお諮りします。

勝田委員より本請願について、慎重に審査するため継続審議としてはどうかとの申し出がっております。本請願につきましては、閉会中に開催予定の委員会において審査を行うという

ことで、本日は継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査することに決定いたしました。

上野委員から「普通教室へのエアコンの設置について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。上野委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○上野委員

先日の一般質問でも申し述べましたが、文科省のマニュアルに基づいた普通教室へのエアコン設置につきまして、所管事務調査をお願いしたいと思っております。委員長においてお取り計らいをよろしく願います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「普通教室へのエアコンの設置について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「普通教室へのエアコンの設置について」を議題といたします。上野委員に質疑を許します。

○上野委員

資料要求をお願いしたいと思います。2点ございます。当該マニュアルの表紙と温度に係るページ、さらに過去3年間の市内普通教室温度測定の結果を資料として要求したいと思います。お取り計らいよろしく願います。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま上野委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○学校教育課長

準備させていただきたいと思えます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま上野委員から要求がありました資料については要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されていますので、事務局に配布させます。

提出された資料について、概要の説明をお願いします。

○学校教育課長

2種類ございますけれども、まず最初に、1番最初の表紙にA4綴じの改訂版学校環境衛生マニュアルというものからご説明をさせていただきたいと思えます。これを、学校保険安全法に基づきまして、学校環境衛生基準、それに基づいて、学校の環境衛生活動が実施されておりますが、そういったものにつきまして、学校における衛生検査及び日常における環境衛生に関する点検の円滑な実施の一助となるように、検査方法の詳細、あるいは留意事項等を示したものでございます。1枚資料を開いていただきますと、学校保健安全法によりまして、規定されております、学校環境衛生基準。その基準項目の一覧が15ページ、そしてもう1枚めくっていただきますと、その中でも温度に関する学校環境衛生基準。10度以上30度以下であることが望ましいということについての基準値の設定根拠等につきまして解説、知見が記載されているものをお配りさせていただいております。

もう1つのA4大も含まれております資料の方は、過去の市民文教委員会すでにご報告をさせていただいているものでございますが、本年度から3カ年間、平成27、26、25年と学校教育課のほうで市立全小中学校の夏季におけます温度調査を行ったものを再度提出させて

いただいております。以上でございます。

○上野委員

表紙1ページめくってもらって、学校環境衛生基準には確かに(2)温度のところでご説明あったように10度以上30度以下であることが望ましいとあります。1枚めくっていただいて、マニュアルの学校安全基準の理論と実践の温度についての詳細が書かれているページがあります。ご紹介の中では紹介されませんでした。この温度に関するページの中で子どもたちを主語とした文章があればご紹介して下さい。

○学校教育課長

質問者おっしゃいました、16ページの(2)には、先ほど私のほうで申し上げさせていただきましたように、学校環境衛生基準の温度の基準設定にかかわる根拠、あるいは教室等の温度に関わる学校に提供すべき知見が書いてありますが、まず最初の1、2行目が、その学校環境衛生基準の根拠となる科学的な知見が述べられておまして、その後は低温時の対応、そして議員おっしゃいましたけど、文章の中で主語として子どもたち、「児童生徒等」というふうに記載がございますのは、最後の2行でございます。(発言するものあり)それでは読ませていただきます。「児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬季で18度から20度、夏季では25度から28度程度である。」以上でございます。

○上野委員

いま読まれた条件に照らし合わせると、過去の教室温度はどのように評価されるのでしょうか。

○学校教育課長

今読み上げさせていただいた、生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件ということで、このマニュアルに記載されている知見でいきますと、3カ年間、市全体のトータルが一番隅の方に集計されておりますが、この温度の程度と記載されているものを超えるような結果でございます。

○上野委員

文科省が出すマニュアルにはさまざまなものがあると思います。学校現場においてそのマニュアルはどのような位置付けになっているのですか。

○学校教育課長

先ほどもご説明の中で申し上げましたけども、学校においてこの学校環境衛生活動を行う際の学校に課せられている責務といたしましては、学校環境衛生基準に照らしてですね、適切に行われるよう努めるべきという、これは学校保健安全法第6条の第3項に校長の責務として書かれております、議員、ご質問の件ですが、マニュアルというのは一般に取扱書ですとかあるいは手引、手順書というような意味合いでございます。文部科学省が通知で示しました中に、その下りが若干ございますが、先ほど申しましたように、学校における衛生検査及び日常における環境衛生に関する点検の円滑な実施の一助となるよう、検査方法の詳細や留意事項等を記載したものであるというものでございます。

○上野委員

そんなこと聞いてないのですよ。文科省が出すさまざまなマニュアル、例えば学習指導要領でもマニュアルあるでしょ。手引書が。じゃあ学習指導要領というのは法律ですか。

○学校教育課長

学習指導要領というのは、文部科学省の告示という形態をとりまして、一般にいわゆる法的な拘束力があるというふうには言われておりますけども、中にもありますように、教育指導に関わります具体的な内容を決定するのは学校長、学校の主体というふうに書かれておりますので、そういった意味では、目標や内容、大綱が記されているというような性格のものであろうと思っております。

○上野委員

学習指導要領も告示であって、必ず守らなければならないものではないということですよ。この文科省が出している学校環境衛生基準の議論と実践というマニュアル。今言われました手引書、指導書という位置づけだと思います。決定するのは、学習指導要領と一緒に各校長なのかもしれませんが、文科省が出したこのマニュアルに沿って各自治体の教育委員会としてはこの実現に向けて、出来るだけ尽力しなければならないようなものではないのでしょうか。

○学校教育課長

学校環境衛生基準に基づいた、学校環境衛生活動が学校には求められるわけですが、それに対してマニュアルに記載されているということは、踏まえるべき知見ではあると認識いたしております。

○上野委員

まさしく当然そうだと思うのですよ。できる、できないは教育委員会で決定できることではないのですけれども、文科省が推奨しているこの条件は当然教育委員会の立場としては、この実現に向けて最大限の努力をすべきであると思いますが、そうではないのですか。

○学校教育課長

学校保健安全法の第6条の中には、第2項に学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないというようなことがございます。

○上野委員

マニュアルは無視していいというふうにお考えなのですね。確認します。

○学校教育課長

先ほど申しましたけども、マニュアルの中で温度の徹底の根拠ですとかその科学的な知見について、少ない内容ではございますが、書かれておるものがございますので、実施にあたっては踏まえないといけない科学的知見であると認識しております。

○上野委員

踏まえないといけないそうで、過去3年間はすべて飯塚市の小中学校においては、この踏まえないといけない知見を超えているようです。財源の話がいつも出てくるのですけども、統合される学校があるのですよ。一貫校として。例えば、統合されなかった場合に、耐震補強の予算どれぐらいかかっているのか、どれぐらい削減されたのだろうか。自校式給食室設置していますよね。その予算どれぐらい削減されたのでしょうか。学校消耗品、いわゆるランニングコストを将来にわたってどれぐらい削減できるのでしょうか。財源の捻出も考え次第だと思うのです。統合効果により得られた、削減された予算を持って、例えば小学校を失う地域の皆さんの思いを鑑みて、これらの学校を優先的に考えながら、例えば今回開校が遅れてしまう幸袋の一貫校からでもエアコン整備を計画的に進めていくべきではないかと、そろそろ前向きに検討しなくてはいけないのではないかと。今まで僕らその基準に対して勘違いしていた部分があったと思うのです。副市長、もう手がけて行かなくちゃいけないのではないのでしょうか。ご答弁お願いします。

○教育部長

今いろいろとご意見をいただいております。特に今、学校統合ということと施設の整備も行ってあります。その最大の目的といいますのが、飯塚市内にあります飯塚市立の小中学校の耐震基準を満たしていない学校のこの整備ということを最優先にさせていただいております。昨年度の実績でまいりますと、文科省のデータですが、全国で93.5%が、耐震化が完了しております。しかしながら、飯塚市の現在の小中学校につきましては、まだ完全にそれが終了していない状況ございまして、施設一体型の一貫校として整備を、現在進めております学校以外については、今年度中に終わるという事で、その全国的にも少ない6.5%と、この中に現在飯塚市は入っております、その整備を最優先にさせていただきたいということは今までも

何度かご説明をしましてまいりました。そしてまた、確かに学校環境衛生基準というものは、この基準の達成というのは学校長及び学校の設置者両者に課せられた義務ではないかというふうに認識しておりますので、これを全て学校側にとりようなことも考えておりませんが、ただし今問題とされております温度の管理につきましては、例えば、恐らくは空調機のことをお考えかと思っておりますけれども、全国的に見ますと、その整備率というのは35%ほどでございます。もう少しつぶさに見てまいりますと、東京都は100%だそうございまして、片や1番暖かい沖縄県でも整備率は70%と、そしてこの福岡県におきましては、残念ながら20%を割っているような状況でございます。そういうふうな中で何度も今までもご答弁をしておりますけれども、市長部局のほうからも限られた財源の中で、今教育費についてはかなり充実した予算をいただいておりますし、その中で学校施設の整備も当然必要ではございますけれども、その他にも学校教育だけに限って言わせていただければ、その他にも学習環境の整備というものについて、今から先、投資を行っていかねばならない分野もございまして、また施設につきましても、一定耐震化ということは、目処はついておりますけれども、その後について耐震化が必要でなかった学校施設への整備をどうするのか、それから学校で使っております体育施設をどう整備していくのか、そういうものも併せながら、この空調機の問題につきましても、今までも答弁しておりますけれども、この耐震化が終わったあとについては、教育委員会としてもきちんと対応を考えていきますというお約束もさせていただいております。この問題を全く無視して何もやらないというようなご説明は今までもしておりませんので、何とぞご理解をいただき、今具体的にこういうふうな計画を進めてまいりますというようなご答弁ができるまでには、私どもの考えというのをもとまっておりますが、いましばらくお時間をおかせていただきたいと思いますと考えております。

○上野委員

部長。財務部長じゃないのですから、教育委員会の部長ですよ。もう答弁が全然違うと思えますね。先ほどエアコンの設置率、全国的にご紹介ありましたが、大阪以南何%ですか。

○教育部長

大阪以南のまとめたデータというのは、私存じておりません。

○上野委員

僕も知らないから聞いたのですが、全国的に30%、沖縄70%だという話です。東京都100%ですから、やれば出来るのです。やろうと思えば、どこにお金を使おうかなという話だけだと思います。先ほど大変失礼な発言して申し訳なかったですが、財源についてお聞きして教育部長答えられたので、お聞きしますが、じゃあ耐震補強の予算、この統合によってどの程度削減されたのですか。

○教育部長

耐震化に伴って予算がどのぐらい削減されたかというのは、ちょっと私、意味をよく理解できておりません。統合といいますのが、問題はですね、2つを1つにするということですが、将来的な学校運営を行うのについて、その施設が古くなったということもございまして、それをそのまま建てかえても、いわゆる学校としての教育効果を考えたときに、いかなものかということで、将来的な人口推計もございまして、これは平成23年に作りました、学校施設整備の基本方針というものをつくらせていただいておりますが、その中でも将来的な予測をして、何とか先日も一般質問でご質問いただきましたように、標準的な学級数を確保した中で学校運営ができていくということ、統合させていただいた問題ですので、一概にだから、2校を1校にしたから幾ら削減できたのかというご質問についてはですね、両方の規模を備えた学校を今整備しておりますので、ちょっとお答えのしようがないかなと考えております。

○上野委員

今の基準に則られて、標準的な生徒、子どもたちの数を確保できるように、統合していったというお話ですが、例外もあるのですよね。八木山みたいに。残そうと思えば、全部残せたわけでしょう。小学校を全部残した場合、耐震しなければならなかった予算が削減されている。自校式給食室の設備費用、削減されていますよね。間違いなく。学校消耗品のランニングコストも削減されていますよ。どの程度削減されたのかご承知だったら教えてください。

○副市長

このエアコンについては、毎回のごとく論議をしておりますが、教育委員会の担当課、学校教育課長、部長も、ご承知のように市長部局が、これまでにない教育関係については、正直言って、ある程度の投資をしているつもりです。そういうことを踏まえた中で、教育委員会としてやっばあるべき姿で要求したいのは、多分やまやまでしょうけれども、そこらへんを鑑みて控えめに発言してくれていると思って感謝しておりますけれども。私はやかましく言いきりませんけども、財務部局のように。この問題についてはですね、確かに、もうそろそろということ、私は前から再三再四言っているのは、耐震化が終わる、あるいは小中一貫校のですね、終われば、遠からず検討することになると、はっきり申し上げております。ですから、いまじゃあ来年から、再来年から、確かにいわれるように、新しく小中一貫校の幸袋にしても今度の鎮西にしても、できあがるのに2、3年先です。であれば、もうその建設にあたり、初めからやった方が正直言ってそのコストが少し下がるのではないかということとは言えると思います。それはもう正直言って思っております。ただ、もう1点、教育委員会と私が意見詰めたところがあるのが、学校は新しくなった、新しくなったところから、子どもが最高の環境でいいのかということの教育委員会に対する批判はどうかなという。若干そういうところは思うのですよね。古いところはそのまになって、もちろんエアコン設置しようとするれば、何カ年計画でその順番を決めなきゃならんと思いますが、新しいところは新しい、学校も新しくなった、エアコンもついたということでの、その父兄のその反応といいますか、そここのところも十分含めて教育委員会とはですね、もうそろそろその順番とか、そういったこと考えてくれみたいなことは、内々ではですよ、内々ではいつから、来年からとか、まあまあ再来年ぐらいには多分、計画ができるのではないかなと、来年度中にして、再来年ぐらいにはそろそろふらないといけないのかなというふうには思っていますけどね、明確にこの場でいつっていうのは、いろんなものがやっぱり、今ご指摘あった分は最も学習に最高の条件はこの範囲だと、だからその最高求めるとどこでも最高というわけには、なかなかこの限られた予算の中ありますので少なくとも不適といわれる部分については解消していかなければいけないのですけども、ある一定の許容の範囲であれば、そこでしばらく我慢していただいて、その優先順位というのもありますけど、しかし、毎回言っていますように、耐震、あるいは小中一貫校がだいたい目鼻がそろそろ、来年発注してしまえばつきますので、その再来年に向けてはですね、そういう順番とか、新しいところから行くのか、古いところから行くのか、今記録取っていますように、やっぱり暑いどうしても平均気温が高いところから行くのかとか、いろんな考え方があろうと思うのですね。これはまた保護者の方やら意見も、教育委員会は聴取するでしょうから、そういう中でその順番、ただ新しいところからですね、今現在で手を付けているところからやれば、費用があがるということはもう正直、それは間違いないと私も思っております。ですから、そういう思いもありますけど、一方では、新しくはなった、設備は何もかもその恵まれてしまったところという批判も一方ではちょっと私の頭の中でいつも思うものですから、その辺は教育委員会も十分検討して、詰めていって、来年度中には大方の大きな・・・、基本的には今予定する事業については目鼻がたちますので、来年度中には、その順番ぐらいは、少なくとも決めていきたいというふうに思っておりますので、そのようにご理解をお願いしたい。

○上野委員

ありがとうございます。来年度中に順番決めていただけるということで、確認をしておきま

す。副市長。私が先ほどから言っているマニュアルの最も望ましい条件、これを目指すのは市長部局じゃないです。教育委員会は目指すべきで、教育委員会がこの目指すべき条件を達成するために市長部局に当然要求をしていくべきだろうというふうに私は申し上げましたので、ご理解のほどよろしくをお願いします。来年度中ということですが、せっかくもう幸袋が1年遅れて、本当、目尾の皆さんなり、大変な思いされていますから、ぜひ幸袋の一貫校から考えていただきますように、これはお願いにしておきます。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価結果（平成26年度分）について」報告を求めます。

○教育総務課長

飯塚市教育委員会事業評価結果（平成26年度分）について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成26年度実施した事業の管理及び執行状況について、点検・評価を行いましたので、その結果を報告するものでございます。配付しております資料「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により説明をさせていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。「Iはじめに」において、本報告書を作成している目的等を法の規定を抜粋して掲示し、「II飯塚市教育委員会について」では、教育委員会の組織、構成などを掲載しております。2ページから5ページにかけて教育委員会会議の開催状況や、研修会・学校訪問などへの参加状況等、主な活動状況を記載しております。

6ページ「IV平成26年度事務事業評価」の「1点検・評価について」は、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、教育大学の2名の先生から、A：達成している、B：概ね達成している、C：課題がある、D：事業見直しが必要の4ランクで評価をいただいております。また、この外部評価に際して、評価者と各担当部署との間で、事業ごとにヒアリングを実施し、事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で2名の評価者の合議のもとに評価いただいております。「2全体評価結果」については、ここでは、学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象とし、それに対する集計結果を記載いたしております。その結果、Aの達成が4事業、Bの概ね達成が6事業で、Cの課題がある、Dの事業見直しはございません。

7ページから8ページには、事業全体を通して、それぞれの評価者からの講評をいただいております。いずれの先生からも全体的に、本市の教育方針に沿って適切に進められているという高い評価を頂いておりますが、それぞれの事業に対し、専門的なご意見も頂いております。主なものとし、学校教育分野での、1の「新体力テスト結果に基づいた体力向上の取組みの推進」については、全国平均水準の達成に向けて、それぞれの学校の課題を分析した効果的な取組みの実施が、3の「学校・家庭・地域・行政が一体となったコミュニティスクールの推進」に関しては、学校は、今後も継続して積極的な情報提供を通じ、地域住民等の理解

と協力・支援を受けながら、学校運営の改善、児童の健全育成に努めることが、4の「大規模改造工事の計画的な実施」については、未整備の小中一貫校についての避難訓練等の継続が、それぞれ必要であるとのご意見等をいただいております。そして、社会教育分野での、7の「飯塚市中学生海外研修事業」では、飯塚市のまちづくりにつながる人材育成事業として、長期的な視点に立って継続・発展させていくことが、8の「PTAとの連携事業の実施」では、PTA活動の充実を図り、地域教育力増加の活動に対する連携等が、9の「各種図書館事業の実施」に関しては、子供の発達段階に応じた長期的、計画的な事業の取組みが、それぞれ必要であるとのご意見等をいただいております。

9ページから11ページまでは、学校教育分野の5事業を、12ページから14ページまでが社会教育分野の5事業について、それぞれの評価結果を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

次に15ページから25ページにかけまして、各所管課において作成しました点検及び評価シート10事業分を添付しております。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取組状況や成果、今後の方向性等を所管課において自己点検・評価し、このシートにより外部評価いただいたものです。

最後に26ページから29ページにかけまして、平成26年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします「飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成（4工区）工事」の入札執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、業者選考委員会において、市内土木一式工事のI等級に格付けされている要件等を決定し、11月4日に入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。本工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8954万2800円、落札率85.99%で「三智産業株式会社」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります12者全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが、「工事請負契約の締結について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩します。

休憩14：15

再開14：15

委員会を再開いたします。

次に、「財政見通しについて」報告を求めます。

○財政課長

今回報告いたします財政見通しにつきましては、12月での報告となり、遅れましたことをまずおわび申し上げます。

それでは、「飯塚市普通会計財政見通し」と書かれている資料をお願いいたします。

まずこの資料の4ページ、最後のページのA3判が折り込みになっておりますけれども、こちらをお願いします。財政見通しにおきまして特別事業としております「合併特例債等を活用した事業の概要」の説明をいたします。この表は、前回平成24年度の財政見通し作成時にお示ししました「公共施設等の整備について」をベースに今回見直しをしたもので、平成24年度から平成33年度までの主に公共施設の整備を中心とした事業を特別事業として位置付け、その事業の概要についてまとめたものでございます。

まず、一番上の段が平成24年度から平成27年度まで、中段が平成28年度から平成33年度まで、一番下の段が平成24年度から平成33年度までの概要でございます。また、左から順に、区分、対象施設、事業費、財源を記載しており、金額は百万円単位としております。

一番下の段の表をご覧くださいと思います。平成24年度から平成33年度までの事業をまとめておりますが、上から公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化関係、水道事業会計出資金で合計Aの欄の総事業費が809億5千万円、右側に財源としまして、国・県の支出金、合併特例債、その他の起債、一般財源を記載いたしております。

その下の活用済みの、ちょうど真ん中になりますが、合併特例債Bの欄は、前回平成24年度財政見通しにも示しておりましたが、この整備の概要作成前の平成18年度から平成23年度までにすでに活用いたしました合併特例債67億8200万円で、その下が全体の合併特例債活用予定額Cの欄は470億6500万円となります。その下の合併特例債活用限度額Dの欄が469億2800万円ですので、差引の活用残額Eの欄はマイナスの1億3700万円となります。

公共施設の整備につきまして、労務費等の高騰により事業費が膨らんでいますが、平成27年度中に予定しております公共施設総合管理計画を策定いたしますと、小中学校統合など施設の統廃合に有利な起債が活用できますことから、合併特例債の活用額が少なくて済むということとなっております。

次に、このことを踏まえて作成いたしました財政見通しについてご説明申し上げます。資料の表紙に戻っていただきたいと思っております。財政見通しは、表紙に記載しておりますように、一般会計と三つの特別会計、下に書いておりますが、これを合わせました普通会計でお示しております。基準年度は、平成27年度の決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し、設定をいたしております。

1ページをお願いします。財政見通し推計条件の主な項目について、ご説明いたします。

まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移をふまえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成30年度以降2億円減額するとして推計いたしました。

地方交付税の普通交付税は、平成27年度の決算見込額から特殊要素でございます地域経済・雇用対策費分および生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成28年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰出金の増、地方債の償還見込額および合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計をいたしました。なお、合併算定替えの終了によります普通交付税の減額は、前回の24年度に作成いたしました財政見通しでは、平成33年度以降、約29億円が減るとしてございましたが、見直しが行なわれ、平成27年度時点では約20億円の減少となる見込みでございます。

その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸率を乗じた額で推移するもの

とし、普通建設事業費分は過去の実績をふまえた額を加算するなどして推計をいたしております。また、地方債につきましてはそれぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計をいたしました。

次に歳出ですが、ちょうど真ん中の黒い線のところになりますが、義務的経費の人件費につきましては、平成28年度以降定年退職者と同数の新規採用の補充があるものとして推計をいたしております。職員数の772人は、平成27年4月1日現在の普通会計職員数でございます。

扶助費は、平成27年度決算見込額を基準額とし、平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計しております。公債費は、平成26年度以前の借入分の償還額に、平成27年度以降借入分の償還見込額を加算いたしております。その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をし、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものはその増減額を加算した推計をいたしております。特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしました。その表の下の方になりますけど、投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成27年度決算見込額と同程度の27億円で推移するものとしております。

特別事業分につきましては、「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」に基づき設定しておりますが、このうち水道事業会計および病院事業会計の出資金分につきましては別途試算しております。また、投資的経費のその他として、電算システムリプレイス費用につきまして、平成27年度に実施いたしましたリプレイス費用6億2千万円を5年ごとに実施するものとして置き、自治体クラウド継続経費年間1200万円を谷間の年度に置いて推計いたしました。

なお今回の推計条件には、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金および繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、平成29年4月1日実施予定の消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不明確なため歳入、歳出ともに反映をいたしておりません。

2ページをお願いします。ただ今ご説明いたしました推計条件に基づきまして、平成28年度から平成38年度までの11年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けて、区分ごとに推計値を記載いたしております。通常分の歳入合計から歳出合計を差引きました、ちょうど真ん中ほどの欄ですが、Aの欄を見ていただきますと、平成29年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成30年度以降財源不足の状態となっております。その下の2ですが、特別事業分につきましては、歳出には各事業費および公債費を、歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債および公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きましたBの欄を見ていただきますと、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足することとなります。

3ページをお願いいたします。③に通常分と特別事業分を合計しました全体分を記載しておりますが、一番上の行の歳入歳出差引額のA+Bの欄では、平成27年度以降、財源不足の状態となっております。一番下の参考2の表をお願いします。参考2の一番上の段が現在取り組んでおります行財政改革実施計画の効果額でございます。それから2つ目が平成28年度以降において経常経費を見直すことによる効果額でございます。その下が公共施設等総合管理計画に掲げております公共施設の維持補修費縮減額の効果額で、この行革等効果額の合計を先ほど申し上げましたA+Bの欄の下に記載しております。その下になりますけども、行革等効果額算入後の歳入歳出差引額となり、平成32年度をピークに徐々に減少してまいりまして、平成38年度以降は収支がほぼプラスになるという推計をいたしております。その2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金の平成27年度末残高見込み額の約146億円を取り崩して財源調整をすることとなり、平成37年度では約42億円まで減少し、平成38年度以降は改善するという推計をいたしております。その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりま

すが、平成28年度の838億2千万円をピークに減少し、平成37年度以降は600億円以下で推移していくとしております。

参考1の表は、普通交付税、地方債、公債費の全体額の推計を記載しております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。